

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○国土調査の成果の認証(二件)	(地域振興課)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(共同企画社会推進課)	一
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	二
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	二
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	三
正 誤		
○宮城県公報平成二二年号外第三八号中		三

告 示

○宮城県告示第八百四十三号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。
平成二十二年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 調査を行った者の名称
名取市
- 二 調査を行った時期
平成二十年度から平成二十一年度まで
- 三 成果の名称
名取市の地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域

五 認証年月日
平成二十二年八月二十日
名取市愛島塩手字滝沢、同字西滝沢の一部、名取市愛島笠島字北中峯

○宮城県告示第八百四十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。
平成二十二年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称
柴田郡川崎町

二 調査を行った時期
平成二十年度から平成二十一年度まで

三 成果の名称
柴田郡川崎町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域
柴田郡川崎町大字今宿字笹谷町、同字スド、同字鹿増、同字石橋、同字神林、同字水無、同字山岸、同字小屋沢山の一部、同字石橋沢山の一部

五 認証年月日
平成二十二年八月二十日

○宮城県告示第八百四十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。
平成二十二年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 青少年を非行と虐待から守る会

一 代表者の氏名 伊藤 淳

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区本町二丁目一番七

三 定款に記載された目的 この法人は、次代を担う若者に対して、彼らが非行に走らないように、また、非行から立ち直るよう、対話や地域における奉仕活動等を通じて更生指導を行い、加えて、虐待を受けている若者を救済すること

有限会社鈴喜建 築 鈴木 喜久雄	巨理郡巨理町吉田字須 賀畑九十三	般、二十一 第一万八千六 百六十三号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十二年 七月二十一日
------------------------	---------------------	--------------------------	------------------------	------------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第八百四十八号

穴山土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十二年八月十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年八月二十七日

宮城県東部地方振興事務所
所長 佐々木 昭 男

正 誤

○宮城県公報平成二十二年号外第三八号（平成二十二年六月二十九日付け）中

ページ

一五

下

段

三

行

正

誤

○宮城県人事委員会訓令第二号
人事委員会事務局処務規程の一
部を改正する訓令を次のように定
める。

人事委員会事務局処務規程の一
部を改正する訓令を次のように定
める。